

# 次期「愛知県図書館の基本的な運営方針」（「愛知県図書館基本計画 2027（仮称）」）の策定について

## 第1 経緯

- 愛知県図書館では、2012年12月文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（※）に準拠し、2014年8月に「愛知県図書館の基本的な運営方針（以下、「基本的運営方針」）」（実施期間 2014～2023年度）を策定した。同方針において定めた四つの柱（①すべての県民への図書館サービスの提供②市町村立図書館等への支援③サービスを広げる図書館ネットワークの形成④図書館活動を支える県図書館の体制の整備）の下、行動目標と運営指標からなる行動計画（前半5年間・後半5年間）を策定している。

※都道府県立図書館は、「その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営方針を策定し、公表するよう努めるものとする。」

- 毎年度、行動計画に即した事業計画を策定するとともに、その達成状況について、当館及び外部の有識者から成る図書館専門委員会による点検と評価を実施している。
- 現行の基本的運営方針及び後半5年の行動計画の終期は 2023 年度であるが、最近のデジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の大きな変化に鑑み、1年前倒しで 2023 年度を始期とする 5 年間（～2027 年度）の運営方針を策定する。

## 第2 現行「基本的運営方針」の取組と新たな課題

- 現行「基本的運営方針」四つの柱の取組
  - ① すべての県民への図書館サービスの提供
  - ② 市町村立図書館等への支援
  - ③ サービスを広げる図書館ネットワークの形成
  - ④ 図書館活動を支える県図書館の体制の整備
- 現行「基本的運営方針」策定後の新たな課題

急速なデジタル社会への進展やDX化、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークキングの普及等「新しい生活様式」の浸透など、ここ数年でわれわれを取り巻く社会環境が大きく変化しており、こうした時代の流れに的確に対応していく必要がある。

また、図書館の複合的な機能として、県民への情報発信や県民の交流・賑わい創出の場となるなど、今後の新しい図書館像を示し、取り組んでいく必要がある。

- （例）
- ・デジタル社会への対応
  - ・SNSによる積極的な情報発信
  - ・利用者の多様なニーズへの対応
  - ・新しい生活様式に合わせたサービスの継続・充実
  - ・1階エントランスY o t t e k oの活用

## 第3 次期「基本的運営方針」の策定に当たり考慮すべき視点

- 地域の拠点図書館として、現行運営方針の取組に加え、次のような新たな取組を盛り込む。
  - ① ICTの進展による急速な情報環境の変化への対応（DX化）
  - ② ウイズ・コロナを見据えた「新しい生活様式」に対応した非来館型サービスの充実
  - ③ 県民への情報発信、県民の活動・交流拠点としての図書館機能の強化
- 以下の五つを「めざすべき姿」とする。
  - ① すべての県民の「知りたい」に応える図書館
  - ② 情報発信・交流活動の拠点としての図書館
  - ③ ネットワークのハブとなる図書館
  - ④ デジタル技術の活用により新たな社会に対応する図書館
  - ⑤ 持続可能なサービス環境を備えた図書館

これらの「めざすべき姿」に対応した13の取組の柱により、事業を行っていくことで県民の「もっと知りたい」に応える「知の拠点」としての役割を果たしていく。

⇒ 別添「愛知県図書館基本計画 2027（仮称）骨子案」参照

## 第4 策定までのスケジュール（予定）

図書館専門委員会及び市町村立図書館等からの意見を踏まえ、今年度中に次期運営方針を策定・公表する。

2022年	6月	図書館専門委員会での意見聴収
	7月	県政世論調査実施
	8月	芸文センター運営会議での報告
	10月	県内市町村立図書館の意見聴収
	12月	次期基本計画案取りまとめ
2023年	2月	図書館専門委員会委員への意見聴収
	3月	「愛知県図書館基本計画 2027（仮称）」の策定・公表

# 愛知県図書館基本計画 2027（仮称）骨子案

（別添）

## 目標：新たな知の拠点の形成

—県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点—

計画期間：2023年度～2027年度

